

外国為替及び外国貿易法に関する規制

弊社は、お客様の外国為替取引等が、外国為替及び外国貿易法における規制対象取引に該当しないことを確認しております。
本サービスお申込みにあたっては、以下の「承諾事項」をご確認ください。

【承諾事項】

北朝鮮への経済制裁措置について

「外国為替及び外国貿易法」に基づき、北朝鮮への経済制裁措置が実施されており、金融機関に対しお客様との取引に際し、制裁措置に対する確認義務が課せられております。以下の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、お手続きを行っていただくようお願いいたします。

■送金目的(貿易)の規制

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の仲介貿易に係るもの

■取引相手方の規制

- ・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等への支払(当該個人・法人等が実質的に支配する法人等への支払を含む)
- ・北朝鮮より派遣された北朝鮮籍の個人もしくはその者が実質的支配者である法人

■送金資金使途の規制

- ・北朝鮮のミサイル・核・大量破壊兵器関連活動等に寄与する目的の取引

□追加確認を要する取引

なお、以下の取引については、当社より追加の確認をさせていただいております。

- ・中国東北三省に住所を有する受取人への取引
- ・船積地または仕向地が北朝鮮と隣接している取引
- ・北朝鮮特産品(以下、16品目)に関連する取引

赤貝	ういの調製品	さるとりいばらの葉	なまこの調製品
あさり	えび	しじみ	はまぐり
あわび	かれい	ずわいがに	ひらめ
うに	けがに	たこ	まつたけ

イランへの経済制裁措置について

「外国為替及び外国貿易法」に基づき、以下の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、お手続きを行っていただくようお願いいたします。

■送金目的(資本取引)の規制

- ・イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者又はイラン法令に基づき設立された法人等)による核技術等に関する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等

■送金資金使途の規制

- ・イランの核活動に寄与する目的の取引

ウクライナ情勢をめぐる外為法に基づく措置について

「外国為替及び外国貿易法」に基づき、ウクライナ情勢をめぐり、以下の規制対象取引に該当しないことをご確認の上、お手続きを行っていただくようお願いいたします。

■送金目的(貿易)の規制

- ・「ドネツク人民共和国」(自称)又は「ルハンスク人民共和国」(自称)を原産地及び仕向地とする輸出入取引
- ・ロシア産原油又は石油製品の輸入・輸送に関する経常・資本取引

■送金目的(投資)の規制

- ・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人が直・間接的に関連する外国において行う事業への対外直接投資に関する取引
- ・ロシアでの事業活動に充てるための支払
- ・ロシアの個人または法人が直接・間接的に関連する外国における事業活動に充てるための支払
- ・ロシア団体等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務または便益の提供に関する取引

■送金目的(技術・役務提供)の規制

- ・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引
- ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引
- ・ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引
- ・ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務または便益の提供に関する取引

■送金目的(資本取引)の規制

- ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引
- ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集(これに伴う労務又は便益の提供を含む)に関する取引
- ・ロシアの特定銀行(当該銀行が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む)による、本邦における証券(償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る)の発行又は募集(これに伴う労務又は便益の提供を含む)に関する取引

上記以外の規制

■送金目的(投資)の規制

- ・投資目的の送金においては、受取法人等の業種が、外国為替に関する省令第21条に定める事業「漁業、皮革又は皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業」に該当しません。

■取引相手方(資金凍結等経済制裁者)の規制

- ・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者(以下、制裁対象者)との支払等(ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む)

※なお、以下に該当する場合も規制対象となります。

- ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等(制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む)
- ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等